

放射性同位元素の輸出確認証の交付要領

平成25年4月1日
原子力規制委員会原子力規制庁
放射線対策・保障措置課長

平成25年4月1日付け輸出注意事項25第9号に基づく、放射性同位元素の輸出確認証（以下「確認証」という）の交付は以下により行う。

記

1 申請書

（別紙様式第1）1部

（別紙様式第2）1部

2 提出先

原子力規制委員会原子力規制庁放射線対策・保障措置課放射線規制室

3 提出時期

輸出予定日の30日前まで

なお、輸入国との調整を要するため、確認証の交付までの審査期間が長くなる場合がある。

4 申請者の資格

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条第1項の規定により、販売の業の届出をした者（以下「届出販売業者」という。）及び同項の規定により賃貸の業の届出をした者（以下「届出賃貸業者」という。）

5 添付書類

（1）輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し

（2）放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第6条第1項に規定する届書（以下単に「届書」という）の写し

なお、確認書の交付に当たり必要があると認めるときは、（1）～（2）に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

6 確認証の交付基準

以下の要件のすべてに該当する者に対して、（別紙様式第3）により確認証を交付する。ただし、申請に係る放射性同位元素が悪用される恐れがある場合はこの限りでない。

（1）届出販売業者又は届出賃貸業者が、届書に記載された種類の放射性同位元素を輸出するものであること。

（2）輸出の数量が、届書に添付された年間販売予定数量又は最大賃貸予定数量を超えないもので

あること。

- (3) 輸入国の承認又は確認が得られること。
- (4) 申請に係る放射性同位元素の受領者が、当該受領者の属する国の法令により、当該放射性同位元素を受領し、所有することについて認められている者であること。
- (5) 申請に係る放射性同位元素の受領者が属する国において、放射性同位元素について適切な規制が行われていること。

7 確認証の交付者

原子力規制委員会原子力規制庁放射線対策・保障措置課長